

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

1 第十二条第三項(e)を次のように改める。

(e) 各理事は、不在のときに自己に代わつて行動する完全な権限を有する一人の理事代理を任命する。

ただし、総務会は、一定数を超える加盟国により選出された理事が二人の理事代理を任命することができるようにするための規則を採択することができる。この規則は、採択された場合には、理事の定期選挙との関連においてのみ修正することができるものとし、また、二人の理事代理を任命した理事が、(i)自己が不在であり、かつ、当該二人の理事代理が出席しているときに、自己に代わつて行動する一人の理事代理及び(ii)(f)の規定に基づいて自己の権限を行使する一人の理事代理を指名することを要求する。理事代理を任命した理事が出席しているときは、当該理事代理は、会合に参加することはできるが、投票することはできない。

2 第十二条第五項(a)を次のように改める。

(a) 各加盟国の総票数は、基本票数と割当額に基づく票数との合計に等しいものとする。

(i) 各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の総投票権数の合計票数の五・五〇二パーセントをすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とする。ただし、基本票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

(ii) 各加盟国の割当額に基づく票数は、自国の割当額の十万特別引出権相当額ごとに一票を分配して算出される票数とする。

3 付表L2を次のように改める。

2 当該加盟国に割り当てられた票数の票は、基金のいかなる組織においても投じてはならない。その票数は、(a)特別引出権会計のみに関する改正案の受諾を目的とする場合及び(b)第十二条第五項(a)(i)の規定に基づく基本票数の計算を目的とする場合を除くほか、総投票権数に算入してはならない。